

野洲市資料提供

提供年月日	平成29年8月24日
担当部課	政策調整部 市民病院整備課
担当者	吉川
連絡先電話番号	587-6141

野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から
具体的な内容等をお聞きする場の設定依頼に対する回答について

平成29年7月21日付け野市病第22号により依頼しています標記の件について別紙のとおり野洲市議会議長から回答がありましたので情報提供いたします。

野議 第 191号

平成29年8月23日

野洲市長 山仲 善彰 様



野洲市議會議長 坂口 哲哉



平成29年7月21日付け野市病第22号 野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等をお聞きする場の設定について（回答）

平素は、市議会運営についてご協力を賜り、ありがとうございます。

標題の「野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等をお聞きする場の設定について」（以下「本件」という。）ご依頼を受けましたことから、7月25日開催の市議会全員協議会、8月7日及び8月17日開催の会派代表者会議において、本件の開催について協議、検討を行いました。

この結果、本件の開催に伴い必要となる、現計画の取り扱い方針や市議会議員からの提案の協議方法及び検討評価方法について、本職として取り纏めることが困難であったことから、ご依頼を受けました本件の開催は実施しないことに決定いたしました。また、本件についての協議、検討の経緯及び内容を別紙に添付します。

(別紙) 本件についての協議、検討の経緯及び内容

○ 7月 25日 市議会全員協議会

本件の背景、目的、開催方法（案）【資料1】について、全議員の協議における主な意見は次のとおり。

- ・本件の開催は全て公開では無く、今までの疑問を解消する場として、また、もっと職員との協議やお互いの本根の話をするため、公開の場の前段に非公開による議員と執行部職員の懇談の場が必要である。
- ・議員からの提案を執行部が一方的に聞くことは合理的ではない。
- ・議員の提案に対し、執行部が適正に評価し取扱う担保が確認できていない。
- ・本件は、議長宛だが、本件の開催を了解する前に議会として議論する必要がある。

以上の意見から、本件の取扱いは、一旦、各会派に持ち帰り検討し、その会派の意見を基に8月7日開催の会派代表者会議において協議することに決定。

○ 7月 31日 本件についての確認事項（質問）【資料2】

8月 2日 本件についての確認事項（回答）【資料3】

※確認事項の内容は、次のとおり。

- ・本件の開催時期と目的及び市議会議員と担当部署の議員提案の協議（非公開）の是非について。
- ・市議会議員からの提案に対する客観性や妥当性の判断方法について。
- ・市議会議員の提案が有効である場合、計画に反映する確約について。
- ・本件の取組み結果の結論を見出す方法について。

○ 8月 7日 会派代表者会議

資料1から資料3に基づき、本件の開催に伴う要件について意見が出され、この意見を当日の会議の結果として、本件に関する申入れ（案）【資料4】として取り纏めた。本申入れ（案）を各会派へ照会し確認した結果、3会派から、本申入れ（案）は、当日の会派代表者会議の総意とする承諾ができないとする意見【資料5】を受けたことから、再度、8月17日開催の会派代表者会議で協議することに決定。

○ 8月 17日 会派代表者会議

8月7日開催の会派代表者会議における、本件の開催に関する申入れ（案）に対する意見等を基に再度、協議、検討を行うが、前回の会派代表者会議における申入れ案とそれに対する各会派の意見の相違いから、本件の開催についての方針決定に至る意見集約が困難であったことから、本件の開催は実施しないことに決定した。

当日の主な意見は次のとおり。

リベラル野洲：申入れの案には賛同できないので、会派代表者会議の総意ではない。

公明党：長年かけて考えてきた結果の基本設計なので、計画を取下げることは考えられない。この本件の取組みは、現計画を生かしていくことが前提となる。

執行部担当課との協議を非公開とすることは、今まで全て公開で取り組んでおり公開でやるべきと考える。

新たな第三者委員会の設置については、今までの評価委員会等の人選をされて今日までできているので、人選の問題があるので設置する必要はない。

以上の観点から、申入れ案を提出するべきではないと判断した。

日本共産党野洲市議会議員団：この取組みの前提として、現計画を取下げることは、一部の議員の意見である。今までの計画には納得しているので、現計画を取下げることは削除すべき。

執行部担当課との協議については、一から取組むことは無いと思う。東館の耐震工事も建て替え工事も不可能とされているので、協議では無く話し合いの場とすべき。

第三者委員会は、大津市のいじめ問題で設置されているが、評価委員会が駄目ならオンプズマン等の外部団体が適当と考えるが、やはり専門家の意見を聞くのが良い。

今日は、この取組みをいつ行うのかを出すのが今のスタンスである。

野洲ネット：第三者委員会は行政が設置するもの。今まで設置した委員会は、要綱等で行政側が委員を選任して設置しているので公平性に欠けていると判断している。条例で認め確実性のある市長の諮問機関として、議会の推薦する委員も含めた第三者委員会が必要。

野洲政風会：この取組みの依頼に対する最初の対応が良くなかった。議会として取り扱うものでは無かったと思うので、個別に対応していただくという回答で良かった。

議長：本職は、本件の開催についての意見集約が困難であると判断することから、本件は受け入れ難く開催しない旨で回答します。

野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から
具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定について（案）

1. 標題の取組みに至った背景

本年 2 月以降の野洲市民病院計画の関連予算案が 3 回否決になっている状況の中で、標題の取組み（以下「本取組み」という。）について、過日（7 月 21 日）別紙のとおり、市長から提案があったことを受けて、下記の目的で実施すべきとの考えに至ったもの。

2. 本取組みの目的

市議会及び市長共に、今後も市内に病院は必要という点では一致している。反面、計画における病院施設の整備内容及び運営方法等について、意見が一致していない（以下「本課題」という。）。

今般、市執行部からの申し出を受け、本課題を解決するため、今までの本事業の整備計画や運営方法等に関する審議や特別委員会等において、議員各位から変更案等を提案されている内容の詳細、また、これまで公表されていない第二第三の提案等があれば、その内容等について、それらの全てが市で公式に検証、検討されることを前提に市長に申し伝えようとするもの。

3. 本取組みの開催方法

- ・本取組みの進行は、議長が行う。
- ・本取組みへの議員の出席は任意とする。
- ・本取組みは、公開での開催とする。
- ・本取組みでは、市は、議員からの提案を聴聞するのみとし、その提案について見解を述べないこと。ただし、議員からの提案内容を正確に把握するための質問に限定し得ること。
- ・市には、本取組みにより各議員から出た提案を取り纏め、その具体的な評価、取扱いについての考え方及びその根拠等を議会及び市民に示されるよう求めること。

資料 2



野議第166号

平成29年7月31日

野洲市長 山仲 善彰 様

野洲市議会議長 坂口 哲哉

野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定についての確認事項（質問）

平素は、市議会運営についてご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成29年7月21日野市病第22号で「野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等をお聞きする場の設定について（依頼）」を受けましたので、現在、標題の場を設定することについて、検討しております。

つきましては、この検討に当たり、標題の場を設定する条件として、下記の事項について確認をさせて頂く必要であると考えることから、ご回答いただきますよう、お願い致します。

なお、本件についての議会内部の検討協議を行うため、8月7日（月）午前9時から会派代表者会議を開催する予定ですので、下記の質問については、8月4日（金）までにご回答頂きますよう、お願い致します。

記

1. 何故この時期に、ご依頼された取組み（以下「本取組み」という。）を必要とされたのか、その理由と本取組みの目的は何か。また、本取組みの前段において、市の担当部署と市議会議員の本取組みの提案について協議を行うことの是非について。

2. 本取組みにおいて、市議会議員から提案される具体的な野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等を評価し見解を付される場合、その客觀性や妥当性を確保する手段は、どのような方法を持って行われるのか。

3. 前項の提案は、執行部において具体的に検証、評価されるとともに、この結果について、野洲市民病院計画に有効な内容であると判断される場合は、計画に反映することが確約されるのか。

4. ご依頼の取組みの結果は、どのような方法により結論を見出す方針か。

以上

資料 3

野市病第 23 号
平成 29 年 8 月 2 日

野洲市議会議長 坂口 哲哉 様

野洲市長 山仲 善



野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定についての確認事項について（回答）

平成 29 年 7 月 31 日付け野議第 166 号で照会があつたことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 何故この時期に、本取組みを必要とされたのか、その理由と本取組みの目的は何か。また、本取組の前段において、担当部署と市議会議員で提案について協議を行うことは是非は。
(時期について)
「意見を言っても頭から批判され、聞く耳を持たない」とする議員の考えが報道で伝えられたこと（7月3日_京都新聞）を受けて提案したものです。

(目的について)

予算案への賛成を得るために、主に不賛成の議員がお持ちの変更案や代替案等でまだ発せられていない詳細や、第二第三の提案等があるのであればそれらを公式にお聞きし、部分的・観念的なことでも市の計画に反映できる内容があった場合は、それに反映しようとする向きで提案したものです。

(事務方との事前協議について)

確定し公開済みの議案の勉強会とは異なり、未確定の提案事案について密室で協議することはできません。

2. 聴聞された、議会からの提案について執行部の見解を付される場合、その客觀性や妥当性は、どの様な手段、方法を持って判断されるのか。
野洲市民病院整備運営評価委員会での評価、市民懇談会での意見及び議会の特別委員会での審議の結果等に基づいて判断します。

3. 計画に有効であると判断される場合は、計画に反映することは確約されるのか。
上記の手続を経て有効であると判断したものについては、計画に反映する考えです。
4. ご依頼の取組みの結果は、どのような方法により結論を見出す方針か。
関係予算案の提案の際に市からご説明し、議会がその予算案をどう採決されるかで結論は見出せるものと考えます。

○ 担当 市民病院整備課 駒井

(直 077-587-6141・内 2218)

野洲市長 山仲 善彰 様

野洲市議会議長 坂口 哲哉

野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定に関する申入れ（案）

平素は、市議会運営についてご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成29年7月21日付け野市病第22号「野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等をお聞きする場の設定について（依頼）」及び平成29年8月2日付け野市病第23号「野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定についての確認事項（回答）」を踏まえ、平成29年8月7日に会派代表者会議を開催し、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝えること（以下「本件」という。）について検討・協議いたしました。

つきましては、当日の会派代表者会議における本件の実施検討の結果において、下記の事項について申入れをさせて頂くことになりましたので、下記の内容の対応についてご検討いただきますよう、お願ひ致します。

なお、8月17日（木）開催予定の会派代表者会議において、本件について再度、議会内部の検討・協議を行う予定ですので、下記の申入れ事項について8月16日（水）までにご回答頂きますよう、お願ひ致します。

記

1. 平成29年7月21日付け野市病第22号の依頼における、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案を聞くというご提案の趣旨から、市が策定された野洲市民病院整備基本設計等の計画を取下げることも含め、現計画を抜本的に見直す方針で本件を取り扱うこと。

2. 本件で取り扱う、市議会議員からの野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等は、市議会議員と執行部担当課の協議（非公開）を行うことを前提とし、本件の検討・評価や計画の見直し等については、この段階的な作業を踏まえた上で最終的な市の判断とすること。

3. 本件における、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等の検討評価は、現行の評価委員会等の評価により判断するとされているが、本件では、現計画の変更案、代替案の検討・評価という観点から、より客観的な第三者の評価に基づく判断が必要であると考えられるため、新たに、本件について検討・評価を行う第三者委員会等の組織を設置すること。

資料 5

野議 第 181 号
平成29年8月14日

会派代表者

野洲政風会 会長 立入三千男様

日本共産党野洲市議会議員団 団長 野並享子様

公明党 代表 梶山幾世様

リベラル野洲 代表 岩井智恵子様



8月7日会派代表者会議出席者

野洲政風会 市木一郎様

野洲ネット 代表 丸山敬二様

じみんやす 代表 北村五十鈴様

野洲市議会議長 坂口哲哉

(公印省略)

野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定に関する申入れ(案)の取り扱いについて(報告)

過日、8月8日に標題の申入れ書(案)(以下「本案」という。)のご確認をご依頼し、本案に対するご意見を確認いたしましたところ、複数の会派代表者の意見として、本案を当日の会議の結果として市長に提出することは承諾できない旨の内容がありました。

のことから、現在の状況では、本案は提出できないことから、次回、8月17日(木)の会派代表者会議において、再度、本案について検討いただくことに決定いたしました。

野洲市議会事務局

大蔵局長

写



平成29年8月8日

野洲市議会議員

若井智恵子

野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定に関する申入れ(案)の確認について

8月7日の会派代表者会議において、標題の件について協議、検討はしましたが、別紙の申し入れ書(案)を確認致しましたが、特に記し記入欄においては到底懇意として承服出来るものではあります。従って撤回を希望致します。

以上

野洲市議会議長 坂口 哲哉 様

平成29年8月9日(水)

野洲市公明党

梶山 幾世

矢野 隆行



野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定に関する申入れ（案）について

平成29年8月7日会派代表者会議を開催し、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝えることについて協議・検討いたしました点について、下記のような意見が出ましたがいずれも可能性がありません（特に赤字）ので出すべきだないと、公明党としては考えます。

記

1. 平成29年7月21日付け野市病第22号における本件の実施の依頼における、野洲市民病院計画に係る代替案を聞くという提案の趣旨からも、市が今まで策定された野洲市民病院整備基本設計等の計画を取下げることも含めて、計画を抜本的に見直す方針で本件を取り扱うべきと考える。

2. 本件で取り扱う市議会議員からの野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等は、市議会議員と執行部担当課の協議（非公開）を行うことを前提とし、本件の検討や結果については、この段階的な作業を踏まえた上で最終的な市の判断とするべきと考える。

3. 本件における、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等の検討評価は、現行の評価委員会等の評価により判断するとされているが、本件では、より客観的な第三者の評価に基づく判断が必要であると考えることから、新たに、本件について検討・評価を行う第三者委員会等の組織を設置するべきである。



共産党市議団として、修正案を提案します。

修正案に至る理由を挿入しました。

現計画を取り下げ見直す方向で本件を取り扱う事については賛同しません。

議長として出されるなら、反対意見もあることを明記すべきで

日本共産党も賛成をしている文面にならないように申し入れます。

現時点での対応は、いつ懇談の場を持つかだと考えます。

その懇談の前提条件に計画の取り下げを前提に出すと言うのでは、

代替え案が比較対象に値しないことを露呈しています。

市が出している計画に対して、正々堂々と代替え案を提案すべきです。

野並享子

野議第号
平成29年8月日

野洲市長 山仲 善彰 様

野洲市議会議長 坂口 哲哉

野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定に関する申入れ（案）

平素は、市議会運営についてご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成29年7月21日付け野市病第22号「野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等をお聞きする場の設定について（依頼）」及び平成29年8月2日付け野市病第23号「野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝える場の設定についての確認事項（回答）」を踏まえ、平成29年8月7日に会派代表者会議を開催し、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等をお持ちの市議会議員から具体的な内容等を市長に申し伝えること（以下「本件」という。）について検討・協議いたしました。

つきましては、当日の会派代表者会議における本件の実施検討の結果において、下記の事項について申入れをさせて頂くことになりましたので、下記の内容の対応についてご検討いただきますよう、お願い致します。

なお、8月17日（木）開催予定の会派代表者会議において、本件について再度、議会内部の検討・協議を行う予定ですので、下記の申入れ事項について8月16日（水）までにご回答頂きますよう、お願い致します。

記

1. 平成29年7月21日付け野市病第22号の依頼における、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案を聞くというご提案の趣旨から、市が策定された野洲市民病院整備基本設計等の計画を取り下げることも含め、現計画を抜本的に見直す方針で本件を取り扱うこと。

この取り下げると言うことを言われたのは議員や、です。

私は、これまで市が出してきた案については賛成をしており、変更された内容については、納得しております。会派代表者会議で現計画を取り下げることなど賛成していません。

議員と平行線の話になったと思います。

よって取り下げるという内容は削除していただきたい。

代替え案を聴きたいと言うことは言いましたが、現計画を取り下げる必要はなく、代替え案が良ければ、取り入れることもあると考えています。

2. 本件で取り扱う、市議会議員からの野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等は、市議会議員と執行部担当課の協議（非公開）を行うことを前提とし、本件の検討・評価や計画の見直し等については、この段階的な作業を踏まえた上で最終的な市の判断とすること。

執行部と協議を行う内容について、これまで政風会が出されていた、野洲病院の場所での耐震や建替えについては、すでにダメと言う結論がでています。また駅前だからこそ国からの交付金も降りてくることから、郊外でという代替え案もダメと言う結論がでています。これ以外の代替え案があるならいいですが、ただ協議をするとい
うのであれば、協議をすることには賛同できません。

3. 本件における、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案等の検討評価は、現行の評価委員会等の評価により判断するとされているが、本件では、現計画の変更案、代替案の検討・評価という観点から、より客観的な第三者の評価に基づく判断が必要であると考えられるため、新たに、本件について検討・評価を行う第三者委員会等の組織を設置すること。

7日の会派代表者会議に[]議員と[]議員の出席を求めたのは、議長と考えますが、[]議員、[]議員の発言は、会派代表者会議の総意と言うことに対するのは無理があります。第三者委員会の設置を求められたのは[]議員です。

この発言を取り上げ、今回の文章になっており、それはフェアではありません。議長の[]出席議員を決められたことであり、この場での[]議員の発言を正式な代表者会議での意見として取り扱う事に問題があります。

[]議員はいじめ問題を引き合いに出されました、大津市では、行政が第三者委員会を設置されたのです。

行政が設置した評価委員会がダメと言われるなら、オンブズマンで検証するのが行政に対する対応と考えます。

3. は取り下げたうえでの協議であると考えますので、これは時期的に不可能です。いまから基本設計のやり直しをしている状況ではありません。

[]速やかに担当課に代替え案を提案し、評価・検討してもらう事が必要です。

修正案

1. 平成29年7月21日付け野市病第22号の依頼における、野洲市民病院計画に係る変更案、代替案を聞くというご提案に対して、8月 日 時から行うことを計画致しました。
2. 市議会議員と担当課との話し合いの場を公開で行う。
3. 代替え案に対しての評価・検討に対して、専門家の意見も聞き、公表されること。